

参考様式 2 - 1

一括下請負に関する点検表

重点点検工事かどうかの判定（下記のいずれかに該当する場合は、二次下請負人まで点検する）			
1. (b)の金額又は(c)の金額が(a)の過半を占める		該当する	該当しない
元請負金額 (a)		当初	千円
第1回変更 平成 年 月 日	千円	合計	千円
第2回変更 平成 年 月 日	千円	合計	千円
第3回変更 平成 年 月 日	千円	合計	千円
主たる部分を実施する一次下請負人の一次下請負金額 (b)			千円
最大の一次下請負金額 (c)	判定：平成 年 月 日		千円
	判定：平成 年 月 日		千円
	判定：平成 年 月 日		千円
2. 一次下請業者の等級が元請負人と同一又は上位		該当する	該当しない
競争参加資格審査における元請負人の業種区分/等級		工事	/ 等級
一次下請負人のうち、業種区分が元請負人と同一の者で等級が最高位の者 (判定：平成 年 月 日)		業者名	等級
一次下請負人のうち、業種区分が元請負人と同一の者で等級が最高位の者 (判定：平成 年 月 日)		業者名	等級
一次下請負人のうち、業種区分が元請負人と同一の者で等級が最高位の者 (判定：平成 年 月 日)		業者名	等級
3. 近接等工事の元請負人又は一次下請負人と同一の者が元請負人又は一次下請負人となっている (内容は参考様式 2 - 2 による)		該当する	該当しない
対象近隣工事 (なし)	1. 工事名：		
	契約の相手方：	請負代金額	千円
	工期：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
	2. 工事名：		
	契約の相手方：	請負代金額	千円
	工期：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
	3. 工事名：		
	契約の相手方：	請負代金額	千円
	工期：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
4. 低価格入札		該当する	該当しない



参考様式 2 - 3

実質関与の点検（元請負人用）

点検対象契約は、下請負の契約内容が、請け負った工事内容のうち、次のいずれかに該当するもの （参考様式 2 - 1 において重点点検工事に該当する場合は、少なくとも全ての三次下請契約まで） 全部又はその主たる部分 一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物 一部分であって、一次下請負契約のうち、契約金額が最大（平成 年 月 日時点）	
点検対象契約受注者	（一次下請）
点検対象契約発注者	（元請）
契約期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
契約金額	千円
主な契約内容	
次のいずれかに該当する場合は、点検対象契約発注者が実質関与していないものと判断する	
点検対象契約発注者が設置をした監理技術者又は主任技術者が、当該発注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有していない （確認は、様式 1 - 5 による）	該当（する・しない）
点検対象契約発注者が元請負人である場合は、次の業務のいずれかの実施にあたり、主体性が認められない場合（該当項目に ） a . 発注者との協議      b . 住民への説明 c . 官公庁等への届出等      d . 近隣工事との調整 e . 施工計画の作成      f . 工程管理 g . 出来形及び品質管理      h . 完成検査 i . 安全管理      j . 下請負者の施工調整及び指導監督	該当（する・しない）
判断根拠 ア . 合理的な理由なく、事情聴取に応じない イ . 実施をした業務内容を的確に説明できない等により、その業務内容を的確に把握していないものと判断される （判断根拠イに該当する場合は具体的内容を以下に記載する）	
事情聴取日：平成 年 月 日	実施者

注 1 ) 参考様式 2 - 3 及び 2 - 4 による実質関与の点検は、毎年度において少なくとも 1 回行なう。

ただし、点検の対象とされた下請負契約が複数年度にわたる場合は、その契約期間の過半を占める年度において確認することで足りる。

注 2 ) 事情聴取については、その時点までの発注者との打合せ等により、その判断をするに足りる事実が既に明らかになっている部分については、必ずしも行なう必要はない。

参考様式 2 - 4

実質関与の点検（下請負人用）

<p>点検対象契約は、下請負の契約内容が、請け負った工事内容のうち、次のいずれかに該当するもの                  （参考様式 2 - 1 において重点点検工事に該当する場合は、少なくとも全ての三次下請契約まで）                  全部又はその主たる部分                  一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物                  一部分であって、一次下請負契約のうち、契約金額が最大（平成 年 月 日時点）</p>	
点検対象契約受注者	（二次・三次下請）
点検対象契約発注者	（一次・二次下請）
契約期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
契約金額	千円
主な契約内容	
<p>次のいずれかに該当する場合は、点検対象契約発注者が実質関与していないものと判断する</p>	
<p>点検対象契約発注者が設置をした監理技術者又は主任技術者が、当該発注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有していない                  （確認は、様式 1 - 5 による）</p>	該当（する・しない）
<p>点検対象契約発注者が下請負人である場合は、次のいずれかに該当する場合                  （下請負人が任意の事情聴取に応じない場合は、判断はできないものとし、元請負人に対し、建設業法第 24 条の 6 に基づく下請負人の指導に務めることを求めたうえ、指導の実施により把握した事実の報告を求め、これにより判断する）                  (1) 当該工種に応じた専門的な企画、調整及び指導をする業務を実施することに合理性が認められない</p>	<p>該当（する・しない）                  判断不能                  （下請負人が任意の事情聴取に応じない場合において、元請負人からの報告によっても判断できない場合は、判断不能とする）</p>
<p>(1)の判断根拠                  専門的企画等業務について、点検対象契約発注者と元発注者との業務分担が不明確又はほぼ同一である                  （具体的内容を以下に記載する）</p>	
<p>(2) 専門的企画等業務の実施にあたり、主体性が認められない</p>	
<p>(2)の判断根拠                  ア． 合理的な理由なく、事情聴取に応じない                  イ． 実施をした業務内容を的確に説明できない等により、その業務内容を的確に把握していないものと判断される                  （判断根拠イに該当する場合は具体的内容を以下に記載する）</p>	
事情聴取日：平成 年 月 日	実施者

注) 元発注者とは、点検対象契約発注者が請け負った工事の発注者をいう。